

2 年度更新手続きのしかた

● 年度更新手続き

建設の事業では、一括有期事業の保険料算定のため、**一括有期事業総括表・一括有期事業報告書**（様式第7号）が必要です。提出につきましては、管轄する労働基準監督署または労働局にお願いします。（金融機関は申告書のみ受取ります。）

一括有期事業報告書及び一括有期事業総括表は各労働基準監督署で入手できるほか、厚生労働省ホームページ（URLは以下のとおり）からダウンロードできます。（下記URLもしくは「労働保険関係各種様式」で検索してください。）

<URL><http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>

● 有期事業の一括ができる工事及び区域等

建設の事業については、一つの工事が1億9千万円未満、かつ、概算保険料額が160万円未満の場合一括して申告（徴収法第7条）することになってはいますが、一括払いできる工事は事務所の所在地を管轄する道府県労働局ごとの管轄の区域で行う工事です。（P.32参照）

なお、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」は、全国で行う工事が一括扱いです。

立木の伐採の事業については、素材の生産量が1000立方メートル未満でかつ概算保険料額が160万円未満の事業については、一括扱いができます。

*一括有期事業の要件に該当しない事業の場合は、1現場ごとに一つの事業として、その事業が開始されるごとに労災保険加入の手続（これを「単独有期事業」といいます。）をすることとなります。

● 申告する工事（建設）

建設業において、一括有期事業の対象となるのは、以下の1～3のいずれの要件も満たす工事となります。

1 元請工事

元請負により、有期事業の一括扱いが出来る区域で実施した工事。

2 請負金額および概算保険料

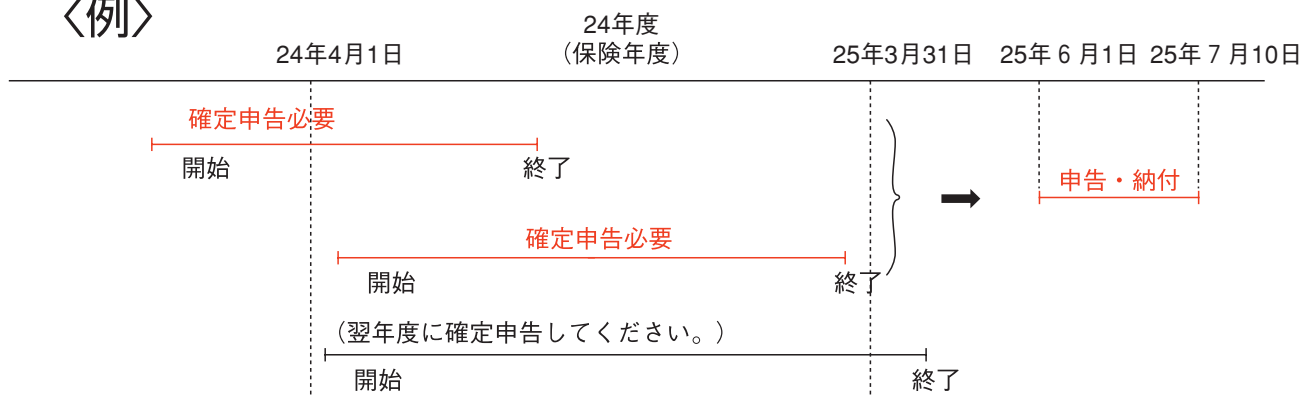
一工事の請負金額が**1億9千万円未満**、かつ、概算保険料額が**160万円未満**の工事。

3 工事期間

以下に例示した**赤線**の工事、つまり、平成24年度内（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）に終了した工事。

（平成24年3月31日以前に開始している工事の算入洩れがないよう注意してください。）

<例>



● 保険料の算定のしかた(立木の伐採の事業はP.14を参照してください。)

建設の事業における労災保険料の算定方法には、「賃金」による場合と、「請負金額」による場合があります。

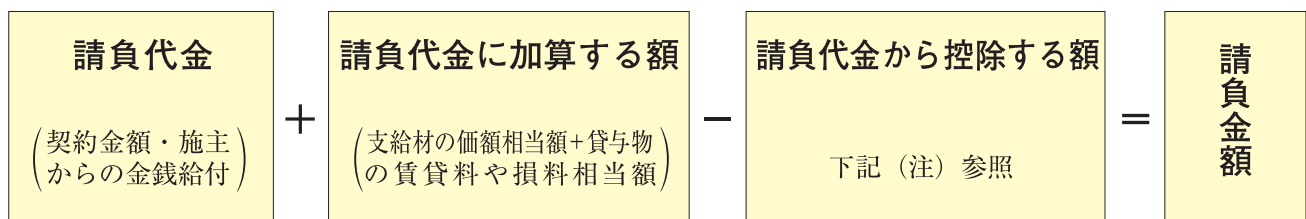
1 支払賃金による算定

準備作業、周辺作業を含めその工事における元請、下請、孫請等のすべての労働者の賃金を正確に把握し、かつ、作業日報、賃金台帳の原本等の帳簿書類を3年間保存している場合は、支払賃金に保険料率を乗じて保険料を算定してください。この場合、通勤手当や賞与等の一時金も算入されますからご注意ください。なお、同日に2以上の現場に従事する場合、各工事等への按分計算は認めていません。

2 請負金額による算定(賃金総額を正確に算定することが困難なもの)

建設の事業において、賃金総額が正確に把握し得ない場合には請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定してください。

請負金額とは、工事請負契約上の代金(消費税額を含む。)、つまり請負代金に、支給資材等の価額相当額や貸与された機械や資材の賃貸料及び損料相当額を加え、そして、告示によって特定された控除対象工事用物(注)のみを控除したものをいいます。



(注) 請負代金から控除する控除対象工事用物は、「機械装置の組立て又はすえ付けの事業」(業種番号36)の機械装置のみです。26ページを参照してください。

● その他

1 一括有期事業総括表・一括有期事業報告書は銀行や郵便局では受け取れませんので、管轄の労働基準監督署または労働局に持参または送付してください。

2 平成24年度中に終了した元請工事がない場合は、一括有期事業総括表・一括有期事業報告書を提出する必要はありません。申告書のみを労働基準監督署または労働局へ提出してください。